

---

人手不足による今後の都市機能維持の  
動向について  
【基礎調査編】

平成31年2月  
北九州市

## 目次

---

### <基礎調査>

1. 全国の人手不足の現状	.....	2
2. 全国と北九州市の高齢化率	.....	5
3. 北九州市の人口の流出状況	.....	6
4. 全国の人手不足の現状	.....	11
5. 全国と北九州市の人手不足の現状	.....	13
6. 北九州市の人手不足の現状	.....	15

### <参考資料>

1. 事業環境の変化について	.....	22
2. 警備員の年齢別・男女別状況	.....	24
3. 外国人材の受入れについて	.....	25
4. 働き方改革推進について	.....	26
5. 北九州市 人口ピラミッド	.....	27

# 基礎調査

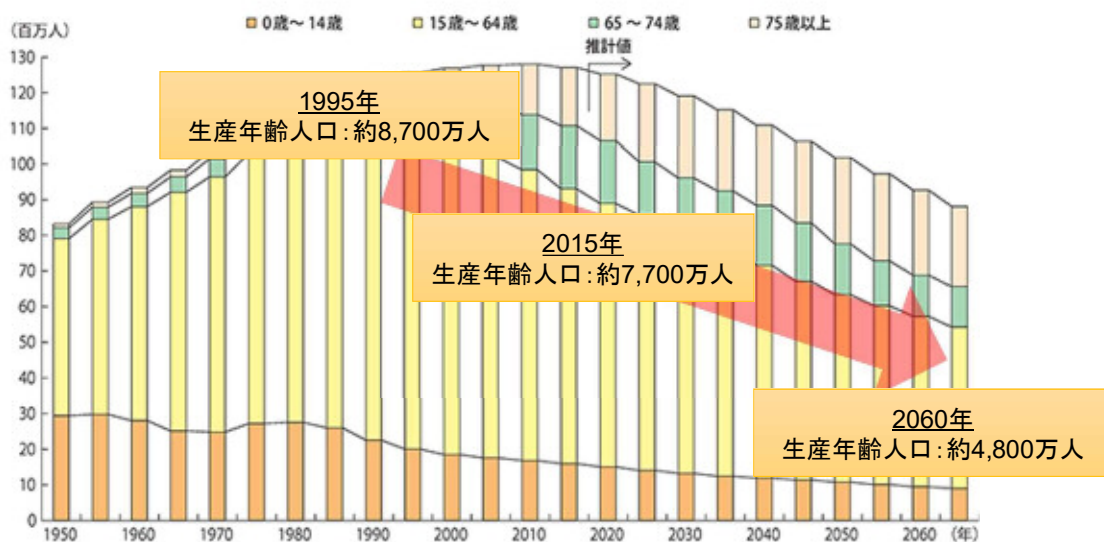
1

## 全国の人手不足の現状

### 全国の人口動態

- 1950年以降増加傾向にあった我が国の人口は、2008年をピークに減少に転じている。
- 生産年齢人口(15～64歳)は、1995年の約8,700万人をピークに、2015年には約7,700万人まで減少。
- 2060年には約4,800万人と、**2015年の約6割の水準まで減少すると推計され、将来的な人手不足が懸念される。**

年齢別人口推計の推移

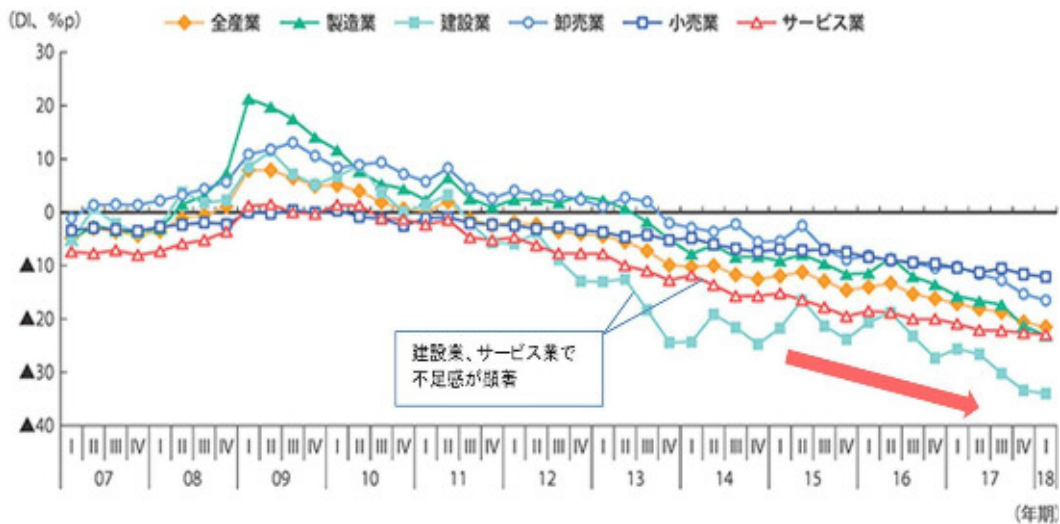


2

## 全国の人手不足の現状

### 全国の従業員数過不足DI

- 従業員数過不足DIは、2013年第4四半期以降、全ての業種においてDIがマイナス(「過剰」と答えた企業の割合 < 「不足」と答えた企業の割合)となっている。
- 特に、**建設業やサービス業といった業種において、人手不足感が顕著に表れている。**



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 従業員数過不足DIとは、従業員の今期の状況について、「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

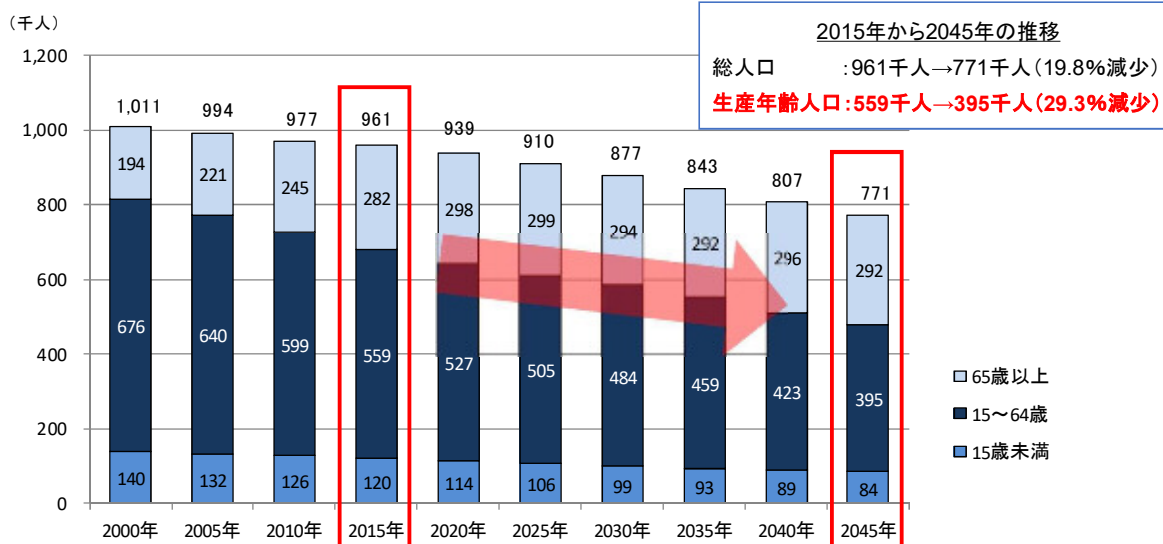
3

## 北九州市の人手不足の現状

### 北九州市の人口動態

- 人口は1979年をピークに減少傾向にある。中でも生産年齢人口(15~64歳)は、2000年の約68万人から2015年には約56万人となっており、この15年間で約12万人減少した。
- 今後は**総人口より生産年齢人口の減少率の方が大きく、将来的に人手不足が加速していくことが懸念される。**

### 北九州市の年齢別人口の推移および将来推計



資料：総務省「国勢調査」(2000~2015年)、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」(2020~2045年)

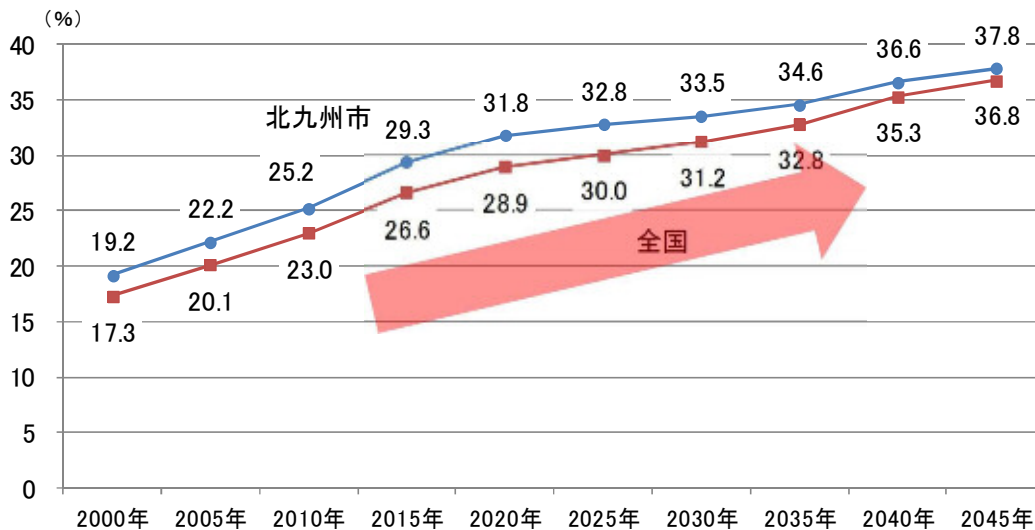
4

# 全国と北九州市の高齢化率

## 全国と北九州市の高齢化率

- 全国、北九州市ともに高齢化率は高まっていく傾向にある。
- 北九州市では生産年齢人口が減少する一方で、高齢者人口は増加を続けており、**高齢化率は全国平均と比較しても高く、今後もこの状況は継続することが見込まれる。**

北九州市の高齢化率の推移



資料: 総務省「国勢調査」(2000~2015年)、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」(2020~2045年)

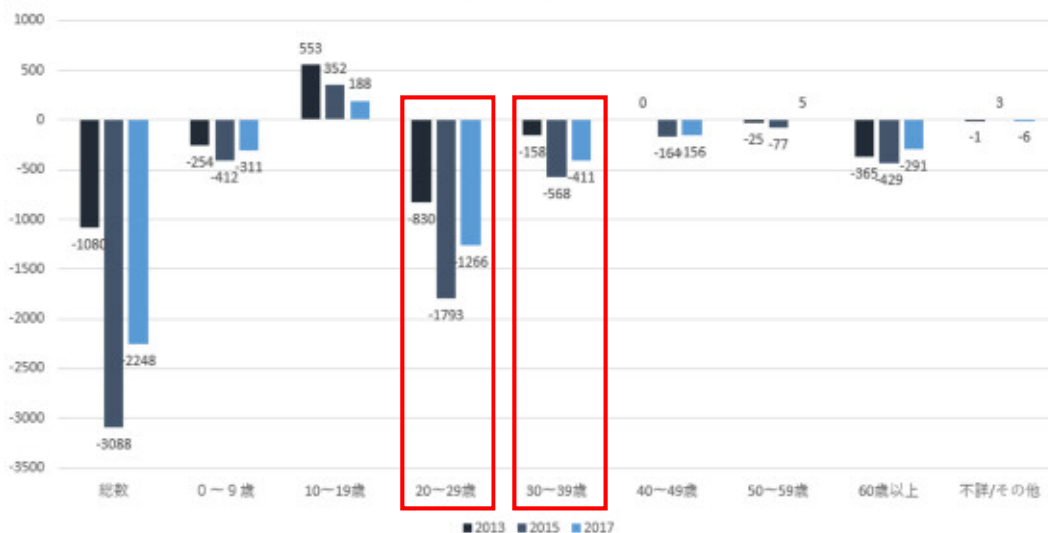
5

# 北九州市の人口の流出状況

## 流入超過数の比較(2013・2015・2017年、年代別)

- 人口移動の総数を見ると、2013・2015・2017年ともに流出超過にある。
- 2017年の年代別流出超過数は、20~29歳が最も多く、次いで30~39歳の流出が多くなっている。
- 近年は、20~29歳、30~39歳ともに改善傾向にある。

流入超過数比較  
(2013年、2015年、2017年)



総務省「住民基本台帳人口移動報告」より集計加工

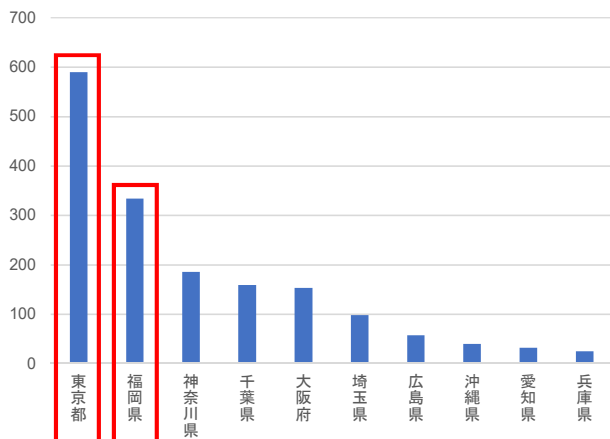
6

## 北九州市の人口の流出状況

### 都道府県別の流出超過数(20~29歳と30~39歳)

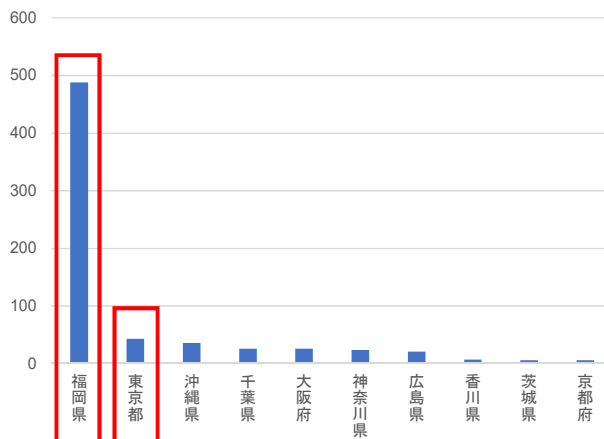
- 20~29歳と30~39歳ともに東京都、福岡県への流出が多い傾向にある。
- 特に、30~39歳について見ると、福岡県への流出傾向が強くなっている。

流出超過数(20~29歳・2017年)



総務省「住民基本台帳人口移動報告」より集計加工

流出超過数(30歳~39歳・2017年)



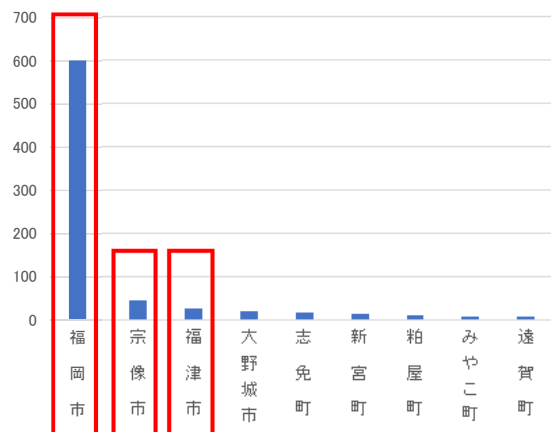
総務省「住民基本台帳人口移動報告」より集計加工

## 北九州市の人口の流出状況

### 福岡県内の流出超過数(20~29歳と30~39歳)

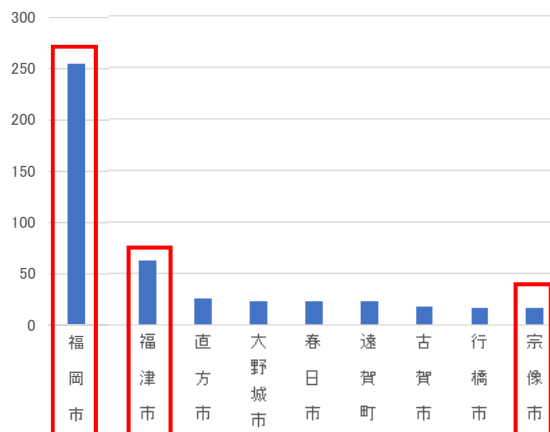
- 福岡県内への人口流出を見ると、20~29歳と30~39歳ともに福岡市への流出超過数が最も多い。
- また、**宗像市、福津市などの通勤が可能な近隣自治体へ、人口が流出している傾向がある。**

20~29歳 流出超過数(2017年)  
(福岡県内・北九州市除く)



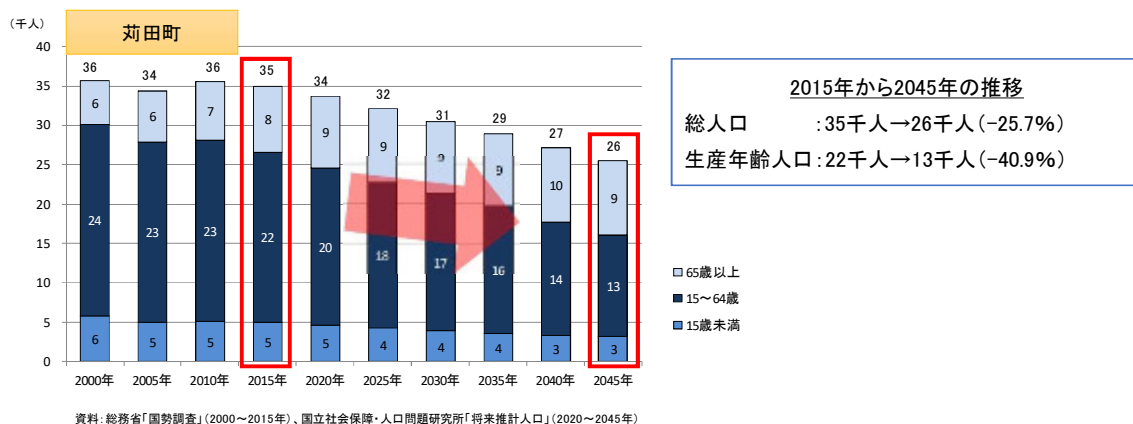
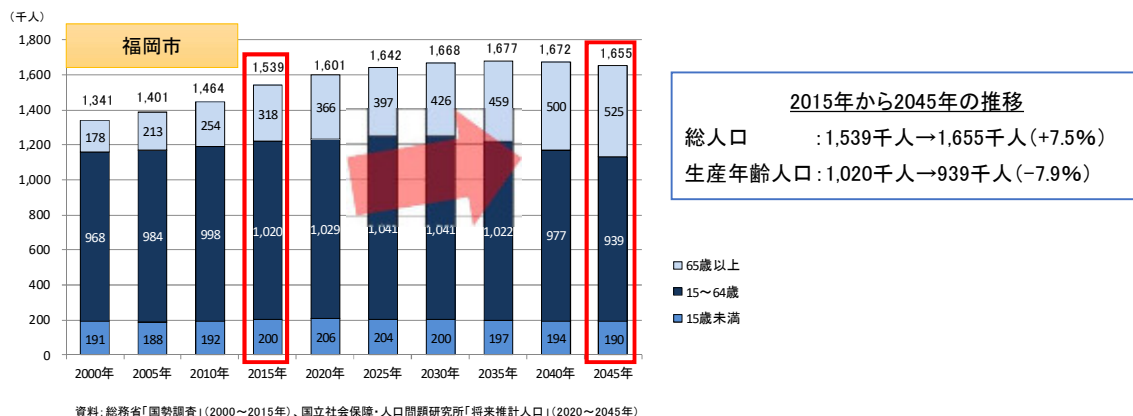
総務省「住民基本台帳人口移動報告」より集計加工

30~39歳 流出超過数(2017年)  
(福岡県内・北九州市除く)



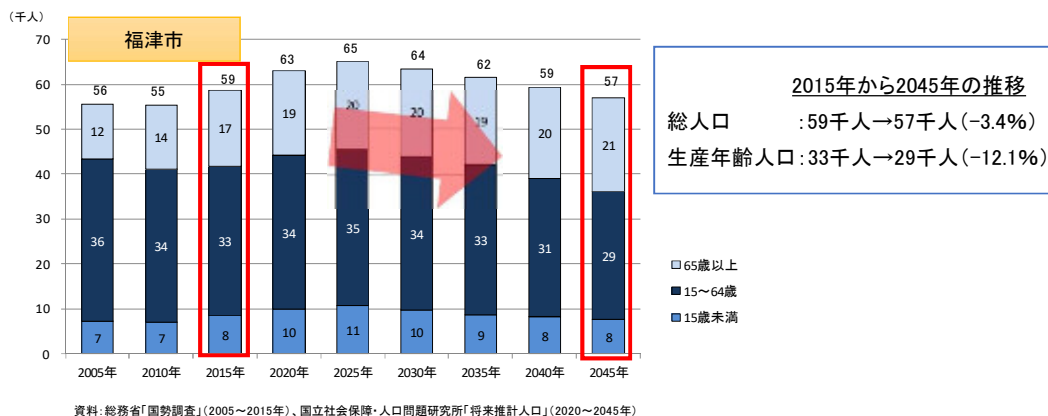
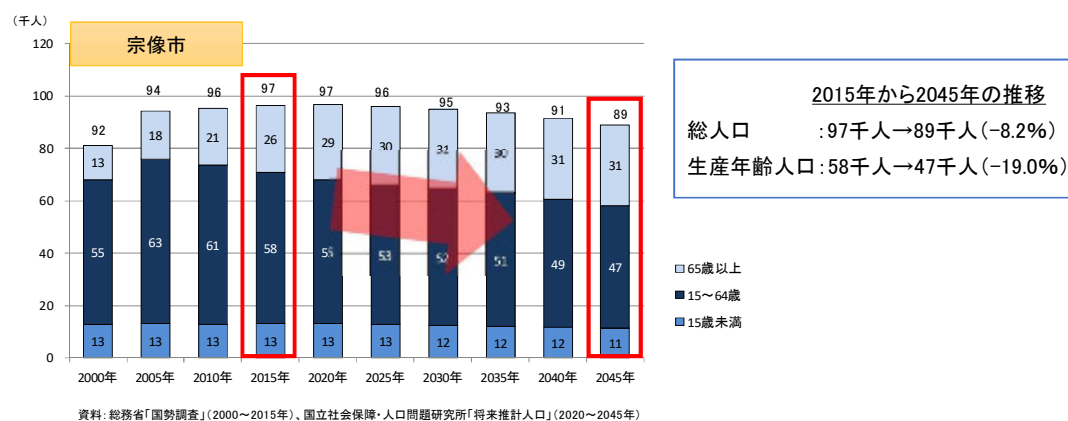
総務省「住民基本台帳人口移動報告」より集計加工

## (参考)福岡市、苅田町の年齢別人口の推移及び将来推計



9

## (参考)宗像市、福津市の年齢別人口の推移及び将来推計



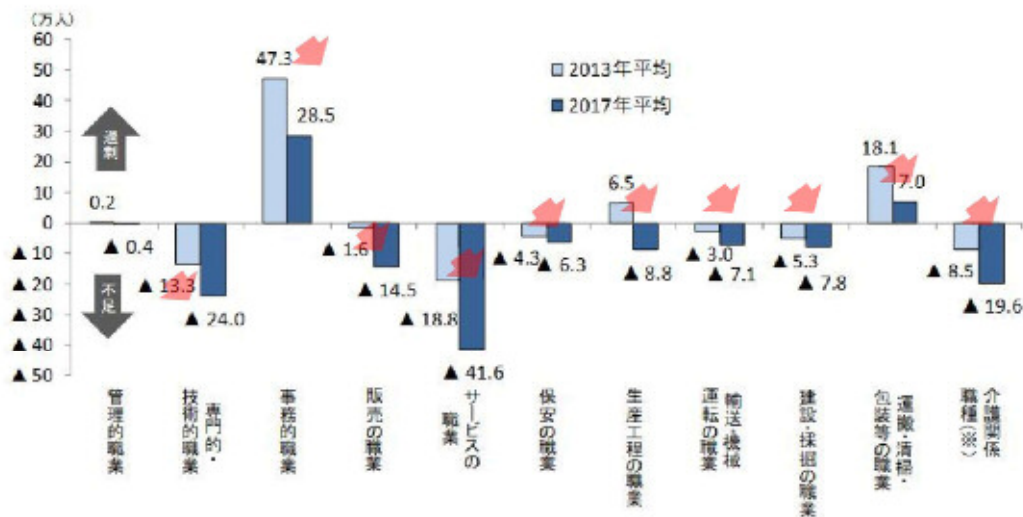
10

## 全国の人手不足の現状

### 職業別有効求職者数と有効求人数の差(全国・2013年と2017年の比較・パートタイム含む常用)

- 2013年から2017年にかけての変化を見ると、**全職種において人手不足の傾向が強まっている。**
- 事務的職業においては有効求職者数が有効求人数を大きく上回る状態が続いており、企業の求める職種と求職者の求める職種のミスマッチが存在することが分かる。

職業別有効求職者数と有効求人数の差(全国・パートタイム含む常用)



資料:厚生労働省「一般職業紹介状況」

(注)「農林漁業の職業」、「分類不明の職業」は除いて表示している。

2:「分業関係職種」とは、平成20年改定「厚生労働省職業分類」に基づく「福祉施設指導専門員」、「その他の社会福祉の専門的職業」、

「家庭員(夫)、家事手帳」、「介護サービスの職業」の合計であり、それぞれ「専門的・技術的職業」、「サービスの職業」から抽出した数値である。

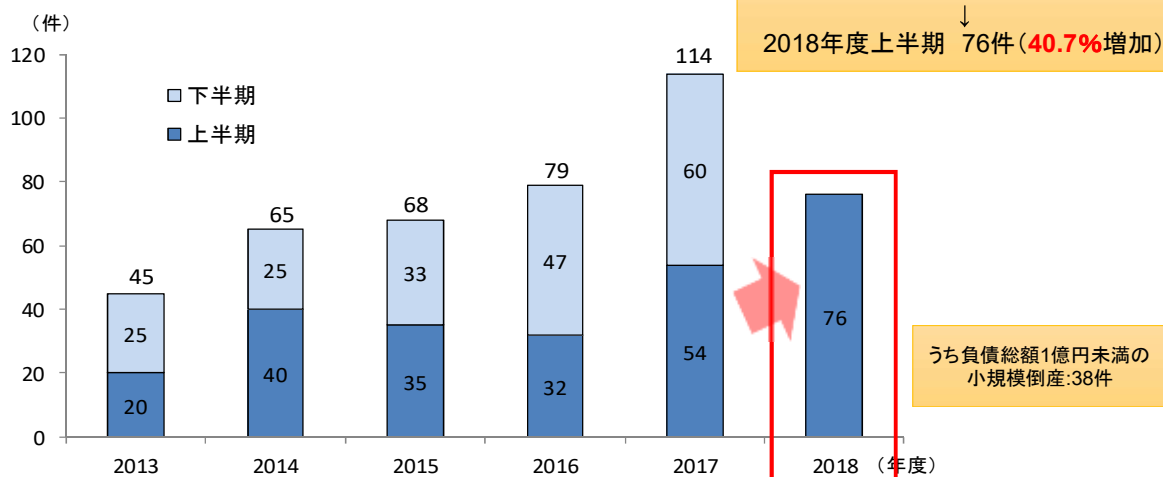
11

## 全国の人手不足の現状

### 人手不足倒産の動向調査(2018年度上半期)

- 帝国データバンクの『人手不足倒産』の動向調査(2018年度上半期)によると、2018年度上半期(2018年4～9月)の「人手不足倒産」は76件発生し、前年同期比40.7%の大幅増となり、2年連続で前年同期を上回った。
- 76件のうち、負債総額1億円未満の小規模倒産が38件と、半数を占めている。

『人手不足倒産』の動向調査(2018年度上半期)



資料:帝国データバンク『人手不足倒産』の動向調査(2018年度上半期)』

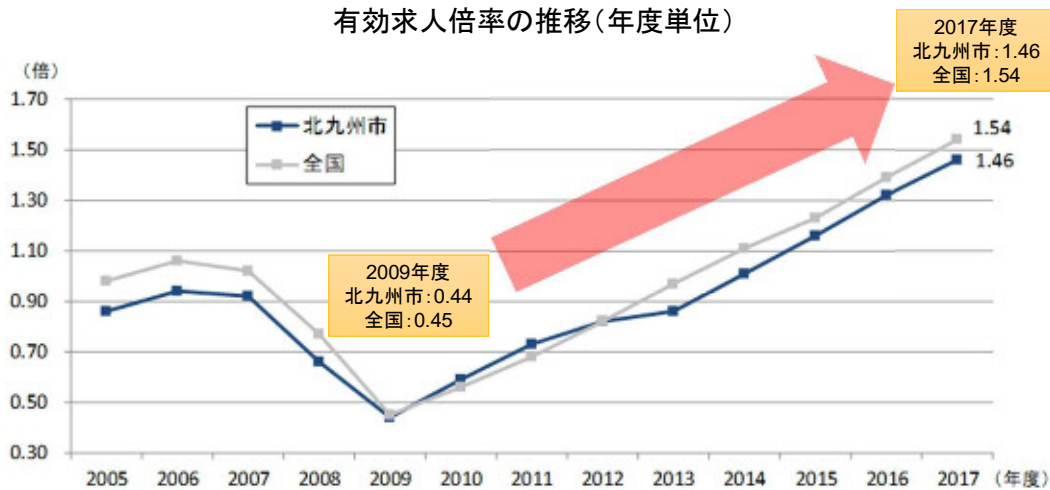
12



## 全国と北九州市の人手不足の現状

### 有効求人倍率の推移(2005年～2017年度)

- 北九州市の有効求人倍率を年度別にみると、2010年度以降上昇が続いており、2017年度は1.46となった。
- 全国平均より低い倍率であるが、全国平均同様に上昇傾向にあり、人手不足の状況が続いている。



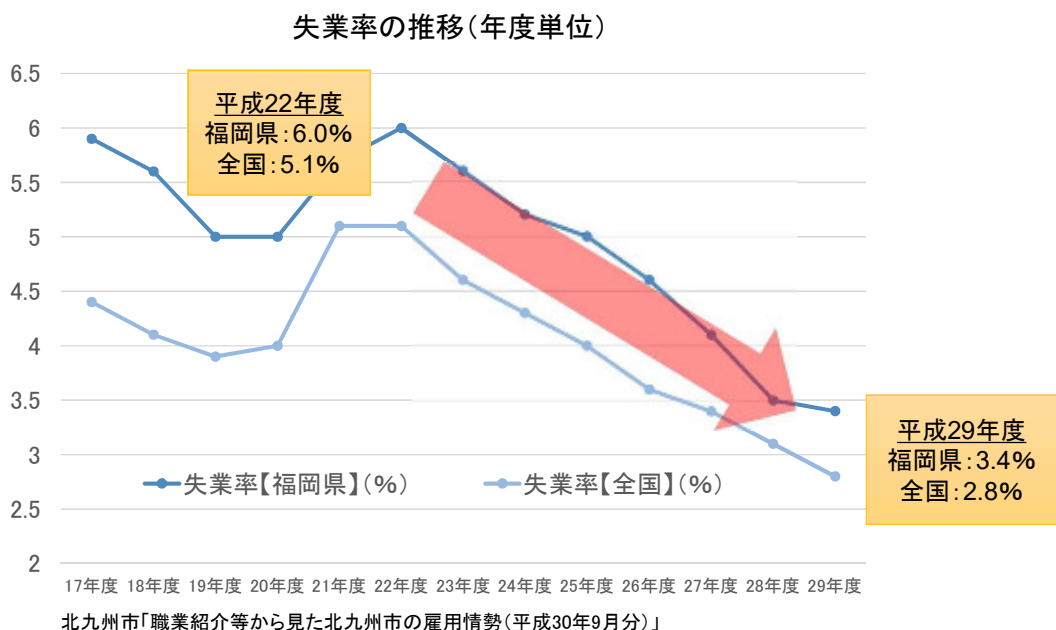
資料: 北九州市「北九州市の雇用情勢」

13

## (参考)全国と福岡県の失業率推移

### 失業率の推移(平成17年度～平成29年度)

- 全国の失業率の推移を見ると、平成22年度以降は一貫して減少傾向にある。
- 福岡県平均は全国平均よりも高い水準にあるが、平成22年度以降は一貫して減少傾向にあり、平成29年度は3.4%まで減少している。

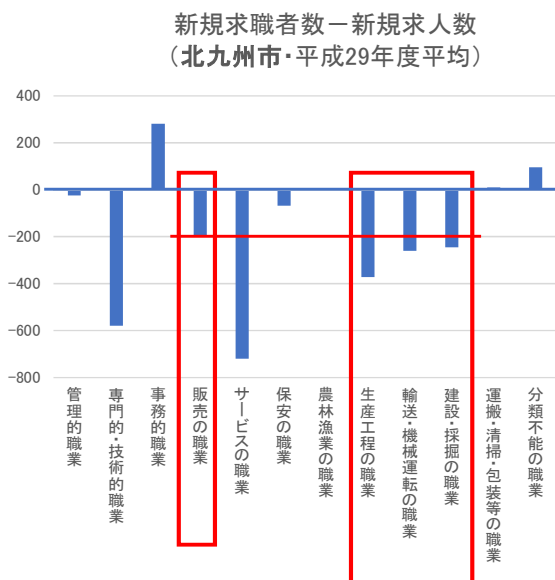


14

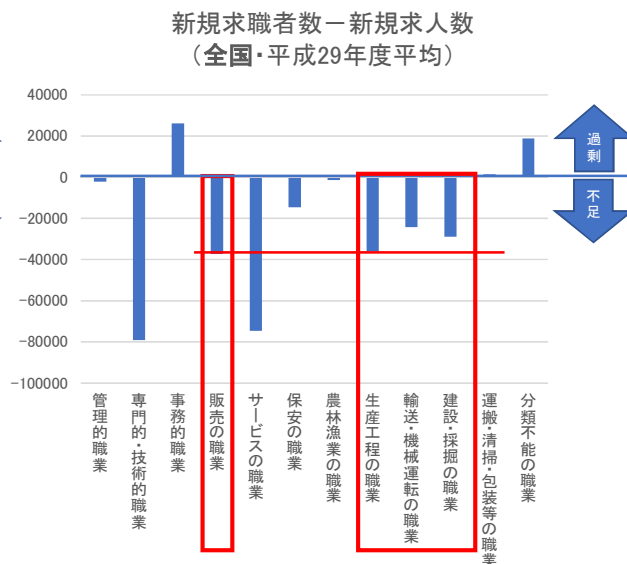
## 北九州市の人手不足の現状

### 職業別新規求職者数と新規求人数の差(平成29年度・常用(パートタイムを除く))

- 事務的職業では新規求職者数が新規求人数を上回っているものの、ほとんどの職業では新規求職者数が新規求人数を下回っており、特に専門的・技術的職業とサービスの職業ではその差が顕著である。
- 全国と比較すると、北九州市においては、**販売の職業より生産工程の職業等が、より人手不足の状況にあることが伺える。**



北九州市「北九州市の雇用情勢」より集計加工



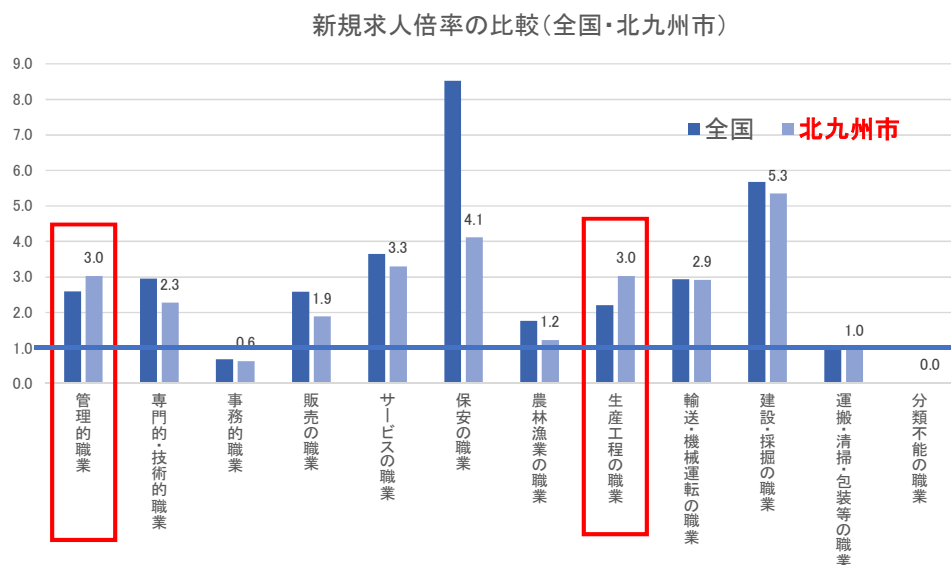
厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」より集計加工

15

## 北九州市の人手不足の現状

### 新規求人倍率の比較(平成29年度・常用(パートタイムを除く))

- 事務的職業以外の職種で、有効求人倍率は1.0以上となっており、多くの職種で人手不足が伺える。
- 全国と北九州市を比較すると、全体的に全国平均のほうが、新規求人倍率が高いが、「**管理的職業**」、「**生産工程の職業**」では北九州市のほうが新規求人倍率が高い。



北九州市「北九州市の雇用情勢」、厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」より集計加工

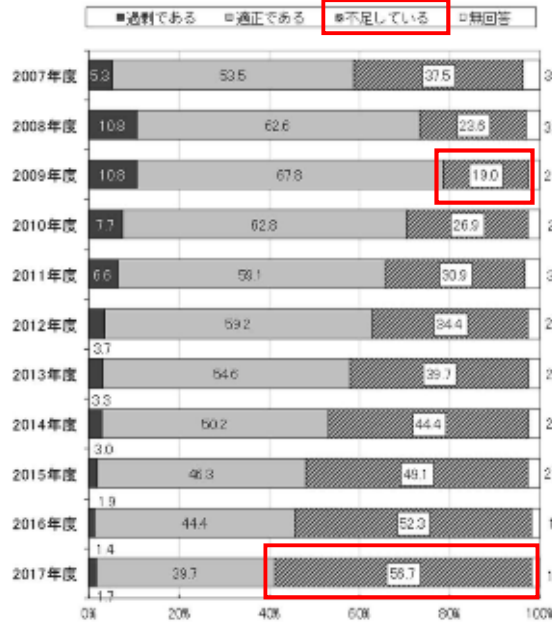
16

# 北九州市の人手不足の現状

## 従業員の過不足感

- 北九州市が毎年実施している「北九州市雇用動向調査」では、市内企業に対し従業員の過不足感を尋ねているが、2008年～2009年にリーマンショックの影響を受けて不足感が弱まったものの、年々不足感が強まっている。
- 不足していると回答した企業の割合は**2009年度と2017年度では約3倍と急速に増加している。**

従業員の過不足感



不足していると回答した企業の割合

2009年度: 19.0%

↓  
2017年度: 56.7%

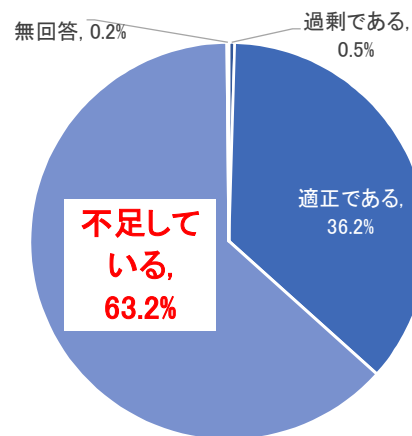
資料: 北九州市「北九州市雇用動向調査」

# 北九州市の人手不足の現状

## 「都市インフラ(施設の維持管理・物流等)を支える市内企業の実態調査」(平成30年2月)

- 北九州市は、建設工事、警備・ビル管理・清掃、回収業・廃棄物・収集運搬、運送に関わる市内の1,565事業所を対象としたアンケート調査「都市インフラ(施設の維持管理・物流等)を支える市内企業の実態調査」を実施し、その結果、**従業員が「不足している」と回答した企業は、63.2%を占めた。**

		過剰である	適正である	不足している	無回答	合計
業種	建設工事	2 0.4%	169 36.2%	296 63.4%	0 0.0%	467 100.0%
	警備・ビル管理・清掃	1 1.5%	20 29.9%	46 68.7%	0 0.0%	67 100.0%
	回収業・廃棄物収集・運搬	0 0.0%	24 52.2%	21 45.7%	1 2.2%	46 100.0%
	運送	0 0.0%	4 25.0%	12 75.0%	0 0.0%	16 100.0%
従業員規模	0~5人	2 1.3%	87 56.5%	65 42.2%	0 0.0%	154 100.0%
	6~20人	0 0.0%	103 35.3%	188 64.4%	1 0.3%	292 100.0%
	21~50人	1 0.9%	26 23.2%	85 75.9%	0 0.0%	112 100.0%
	51~300人	0 0.0%	10 18.2%	45 81.8%	0 0.0%	55 100.0%
合計		3 0.5%	229 36.2%	400 63.2%	1 0.2%	633 100.0%

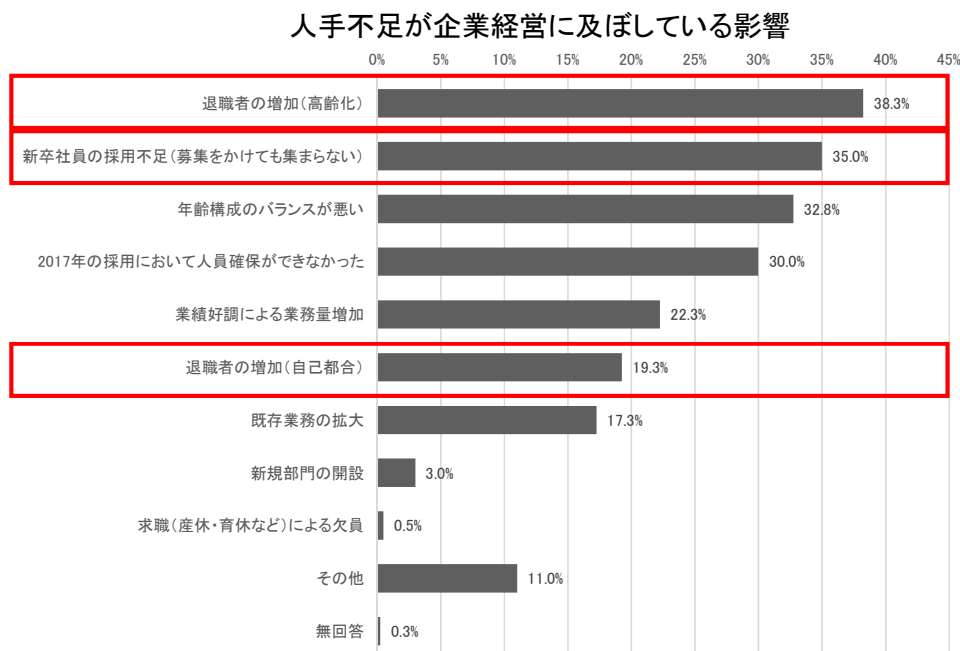


北九州市「都市インフラ(施設の維持管理・物流等)を支える市内企業の実態調査」

## 北九州市の人手不足の現状

### 人手不足が企業経営に及ぼしている影響

- 人手が不足している理由については、「退職者の増加(高齢化)」の割合が**38.3%**と最も高く、次いで「**新卒社員の採用不足(募集をかけても集まらない)**」が**35.0%**となった。
- また、「退職者の増加(自己都合)」が19.3%と、退職による人手不足も発生していることが伺える。

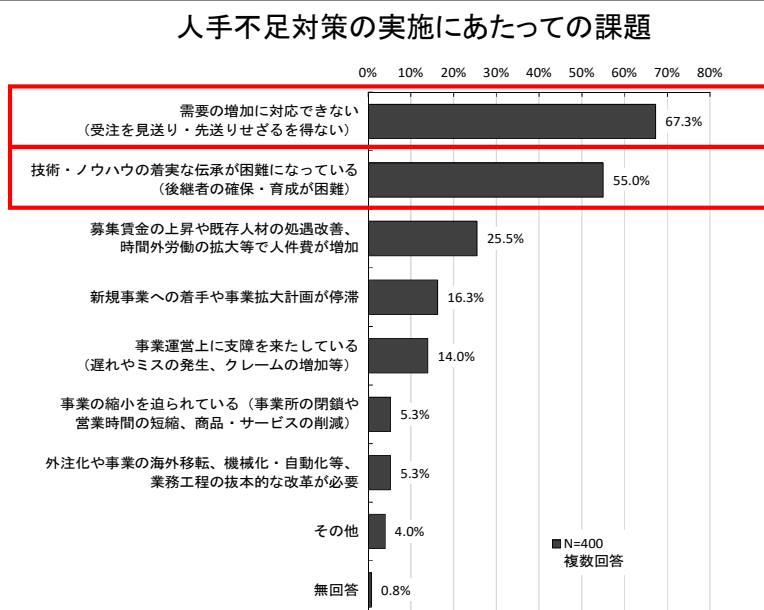


北九州市「都市インフラ(施設の維持管理・物流等)を支える市内企業の実態調査(平成30年2月)」 19

## 北九州市の人手不足の現状

### 人手不足対策の実施にあたっての課題

- 人手不足が事業に与える影響は、「**需要の増加に対応できない(受注を見送り・先送りせざるを得ない)**」の割合が**67.3%**で最も高く、次いで「**技術・ノウハウの着実な伝承が困難になっている(後継者の確保・育成が困難)**」55.0%となった。



北九州市「都市インフラ(施設の維持管理・物流等)を支える市内企業の実態調査(平成30年2月)」

# 参考資料

## 事業環境の変化について

### 【参考資料】

各業種の人手不足に影響を及ぼしている事業環境の変化について整理した。

業種名	事業環境の変化
建設業	<ul style="list-style-type: none"><li>2011年の東日本大震災の復興に加え、2020年の東京オリンピック開催に向けた建築ラッシュの影響もあり、建設需要は高く、建設業界の人手不足が深刻化している。</li><li>また、「働き方改革関連法案」が成立したことにより、36協定の限度について特別条項でも上回ることの出来ない年間労働時間が設定された。建設業では、36協定の限度の適用が除外されていたが、同法施行後5年間は現行制度を適用し、施行後5年以降は一般則が適用されることとなった。 <b>5年間の猶予期間があるものの、今後はこれまで以上に人手が必要となることが予測される。</b></li></ul>
製造業	<ul style="list-style-type: none"><li>人手不足等を背景として、ロボットやIoTなど先進技術の導入による生産性向上が期待されている。 <b>今後、「働き方改革関連法案」の影響が想定される。</b></li></ul>
運輸業	<ul style="list-style-type: none"><li>トラックドライバーは重労働の割に低賃金であるために不人気業種となっているが、その背景には1990年の貨物自動車運送事業法改正がある。免許制から許可制に変更され需給調整規制が原則的に廃止されるとともに、認可運賃から届出運賃に変更されたことにより、<b>多くの事業者が参入し、値下げ競争が激化した。</b></li><li>労働法では、一日の運行時間の上限は14時間30分とされており、<b>1日の運行距離が長くなると、ドライバーを二人配置する必要性がある。</b></li><li>自動車運送事業の運転者は、全職業平均と比較して労働時間が長く、長時間労働の是正や過労の防止が課題となっている。このため、2017年8月に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた「直ちに取り組む施策」において、行政処分の強化を行う方針が示された。このような状況を踏まえ、<b>2018年7月に過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定を引上げるなど、行政処分の強化が実施された。</b></li><li>また、自動車の運転業務については、<b>建設業と同様に36協定の限度の適用が除外されていたが、「働き方改革関連法案」の成立により、上限規制が適用されることとなった。</b>上限規制の適用は法施行から5年間猶予され、年間の上限值も一般則（年720時間）よりも長い年960時間となっているが、将来的には単月や複数月の規制を含む一般則の適用を目指すこととされた。今後はさらなるドライバー不足が懸念され、<b>猶予期間の中でトラック運送事業者が法律を遵守できる体制を確立することが課題</b>となっている。</li></ul>

## 事業環境の変化について

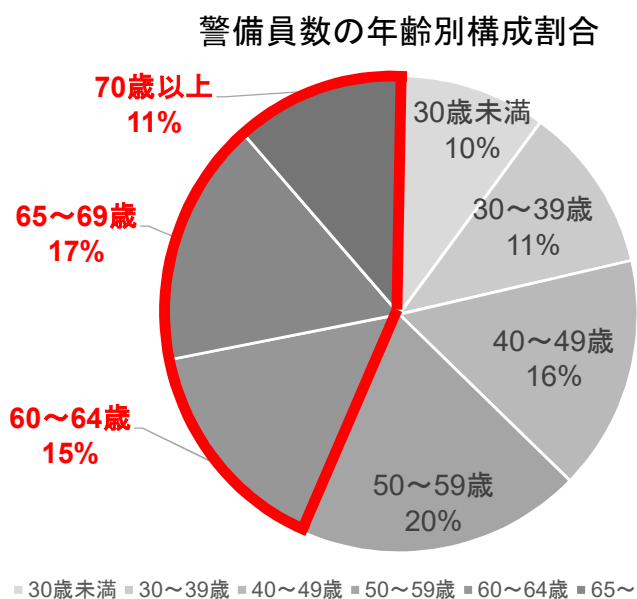
### 【参考資料】

各業種の人手不足に影響を及ぼしている事業環境の変化について整理した。

業種名	事業環境の変化
小売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業時間は拡大傾向にあったが、今後は、24時間営業を見直す店舗もある。人手不足等を背景として、<b>スーパーなどでセルフレジやセミセルフレジの導入が進められている</b>。また、コンビニエンスストアなどでは、外国人留学生のアルバイトが増加している。今後、「働き方改革関連法案」の影響が予想される。</li> </ul>
飲食業	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>人手不足等を背景として、深夜営業を行っているファミリーレストランなどでは、営業時間を短縮する動きがみられる</b>。また、コンビニエンスストアと同様、外国人留学生のアルバイトが増加している。今後、「働き方改革関連法案」の影響が予想される。</li> </ul>
福祉業	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護事業を含む社会福祉関係の事業は、全産業と比較して労働基準法等の違反の割合が高いことが問題視され、2011年6月に施行された介護保険法の改正において、事業者による雇用管理改善の取組を推進するため、新たに、<b>労働基準法等に違反して罰金刑を受けている者等について、指定拒否等を行うことが定められた</b>。労働法の遵守について、より厳格な運営を求められるようになってきており、人材確保にも影響を与えていると考えられる。</li> </ul>
警備業	<ul style="list-style-type: none"> <li>2001年7月に発生した明石花火大会歩道橋事故では、警備体制の不備が問題となりマスコミに大きく取り上げられた。この事故を教訓として、<b>2005年11月に警備業法の改正法が施行され、警備業務の区分ごとに警備員指導教育責任者を選任することが義務付けられる</b>とともに、選任している警備員指導教育責任者に対し、公安委員会が行う講習を定期的受講させることが義務付けられた。また、<b>社会の安全上重要な特定種別の警備業務を行う場合は、検定に合格した警備員の配置が義務付けられた</b>。さらに、<b>警備員は合計30時間以上の研修を受ける必要があり、即席のアルバイトで対応することは困難</b>である。これらの規制は、安全を確保するための社会的規制としてやむを得ない面はあるものの、警備事業者にとってはコストアップや人手不足の要因となっていると考えられる。</li> </ul>

23

## 警備員の年齢別・男女別状況(平成29年末)



年齢	警備員数
30歳未満	55,754
30~39歳	62,414
40~49歳	88,117
50~59歳	108,180
60~64歳	83,054
65~69歳	92,811
70歳以上	62,705

60歳以上の警備員の構成割合は**約43%**を占めている

出典：警察庁生活安全局生活安全企画課「平成29年における警備業の概況」

24

# 外国人材の受入れについて

## 出入国管理法の改正

出入国管理法などの改正案が10月24日召集の臨時国会に提出され、12月8日に成立した。2019年4月1日に施行される。新設される在留資格は「特定技能1号」（相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格）と「特定技能2号」（熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格）の2種類。受け入れ分野（業種）については、「生産性の向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、当該分野の存続のために外国人材が必要と認められる分野」とされており、今後具体的に定められる予定。**政府は5年間で14業種約34万人とする受け入れ見込み人数を示しており、今後外国人材の受入れが進むと考えられる。**

**新たな外国人材の受入れに関する制度の概要**

法務省 Ministry of Justice

○ 中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能な発展を阻害する要因が生じているため、現行の在留資格・在留期間に於ける外国人材の受入れ制度を拡充し、一定の専門性・技能を要する外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

**在留資格「特定技能」の創設**

1. 受け入れ分野

○ 人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野

2. 受け入れ対象者

○ 相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能1号」と、同分野に要する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能2号」を創設する

○ 必要な日本語能力は、生活・支障がない程度の日本語能力を有することが基本

3. 外国人材の確保

○ 「特定技能1号」の外国人材に対し、**受け入れ技能又は熟練技能検定**において、我が国での技能を要する業務に従事することができるための職業生活上、職業生活上又は日常生活上の支援を行う

4. 受け入れ制度

○ 受け入れ制度は、外国人材の確保と我が国の経済・社会基盤の持続可能な発展を図ることを目的とし、労働者の確保に資するものとする

5. 登録申請制度

○ 登録申請制度は、労務の確保を目的として、**出入国在留管理委員会**において、**「特定技能1号」**は、在留期間の上限を過剰5年とし、**高度の専門性を要する業務**を要する業務を行う

○ 「特定技能2号」は、在留期間の上限を過剰5年とし、**高度の専門性を要する業務**を要する業務を行う

**新制度の導入効果**

○ 中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能な発展を阻害する要因が生じているため、現行の在留資格・在留期間に於ける外国人材の受入れ制度を拡充し、一定の専門性・技能を要する外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

資料：法務省入国管理局「新たな外国人材の受入れに関する在留資格「特定技能」の創設について」（平成30年10月12日）

# 働き方改革推進について

## 働き方改革の推進

「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く方のニーズの多様化」などを背景として、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが課題となっている。このような課題を解決するため、政府は「働き方改革」を推進している。

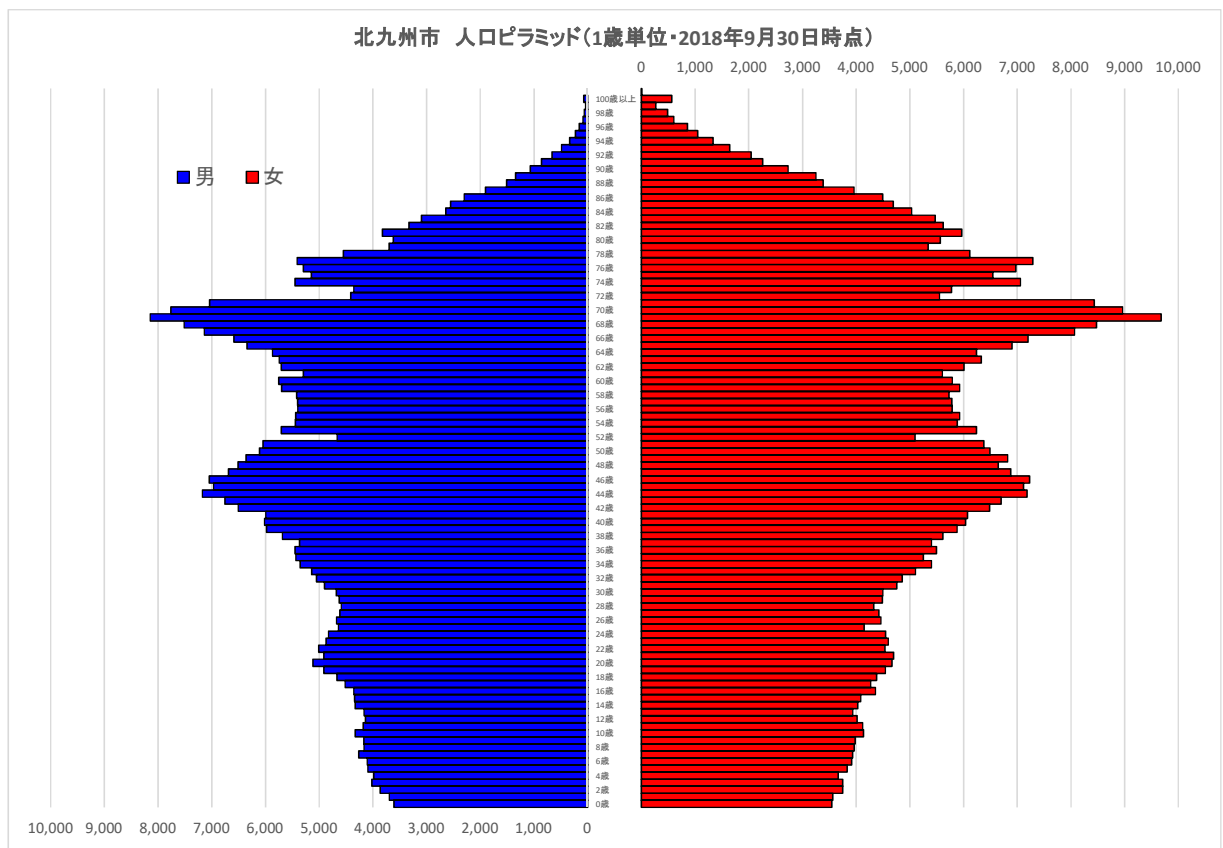
### 「働き方改革」推進の経緯

- 2016年9月 「働き方改革実現会議」を設置（議長：安倍首相）
- 2017年3月 同会議において、「働き方改革実行計画」を決定
- 2018年6月 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」が成立

- II 長時間労働の是正・多様で柔軟な働き方の実現等
- 1 労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）
    - ・ 時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。**
    - ・ 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。また、使用者は、10会場の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。
    - ・ 高度プロフェッショナル制度の創設等を行う。
    - ・ 労働者の健康確保措置の実効性を確保する観点から、労働時間の状況を省令で定める方法により把握しなければならないこととする。（労働安全衛生法）
  - 2 勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）
    - ・ **事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時間との間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。（労働安全衛生法）**
  - 3 産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

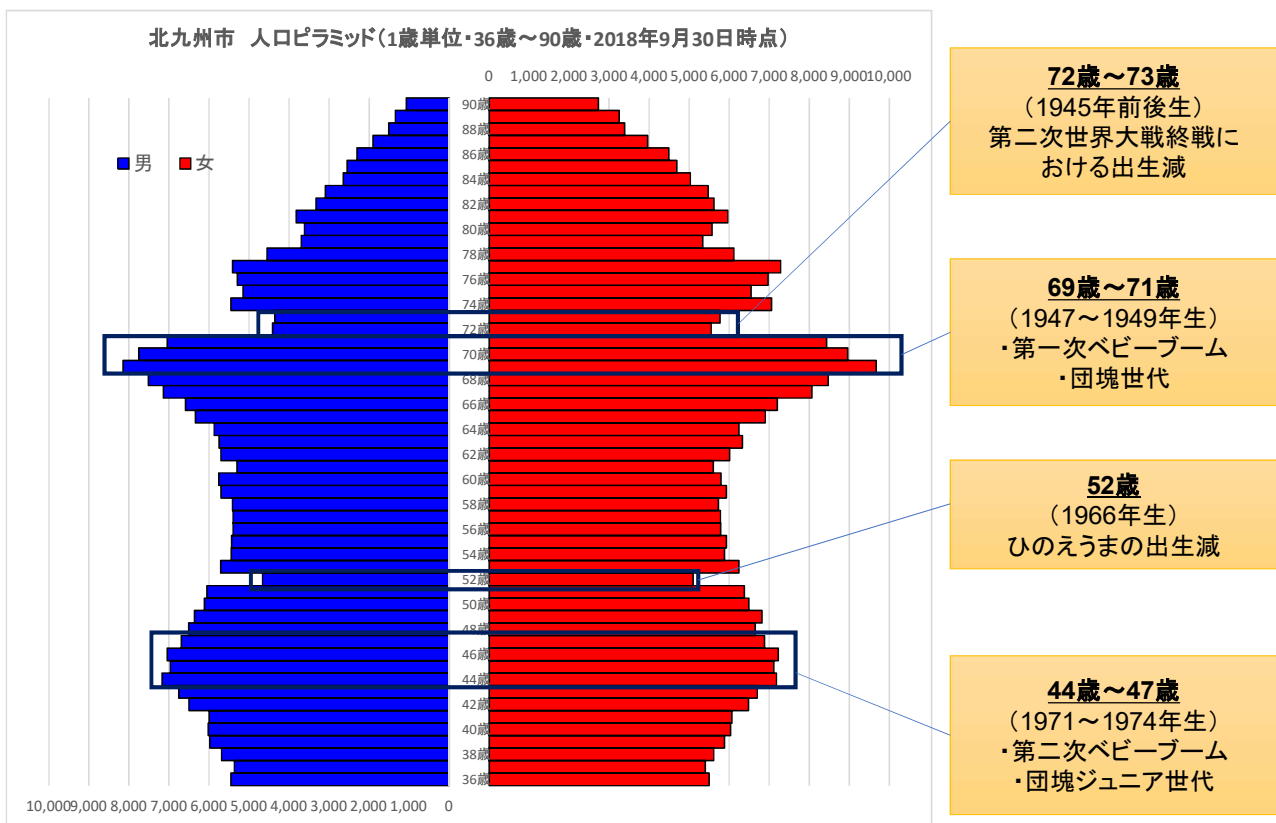
資料：厚生労働省「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の概要」より一部抜粋

# 北九州市 人口ピラミッド(1歳単位・2018年9月30日時点)



資料：北九州市「北九州市の人口（町別）」を編集加工

# 北九州市 人口ピラミッド(1歳単位・2018年9月30日時点・一部拡大)



資料：北九州市「北九州市の人口（町別）」を編集加工